

令和2年8月7日

第2回水俣市農業委員会

第2回水俣市農業委員会

1	開催場所	水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」																												
2	開催日時 開会 閉会	令和2年8月7日 9時30分 10時25分																												
3	出席委員																													
	農業委員	14名	1番	坂本 隆司 君	8番	中村 清治 君	2番	松田 時義 君	9番	廣島 康雄 君	3番	森口 信二 君	10番	松本 公昭 君	4番	山澤 親徳 君	11番	湧上 正嗣 君	5番	田畑 和雄 君	12番	前田 仁 君	6番	金田一 充章君	13番	戸次 治夫 君	7番	稲田 祐市 君	14番	元村 善二 君
	推進委員	0名																												
4	欠席委員																													
	農業委員	0名																												
	推進委員	14名	15番	平松 明子 君	22番	坂口 新一 君	16番	蒔元 政廣 君	23番	山口 初憲 君	17番	竹下 正治 君	24番	池田 郁雄 君	18番	竹本 孝幸 君	25番	原田 隆義 君	19番	山内 秋光 君	26番	森下 義孝 君	20番	溝口 幸一 君	27番	下鶴 信雄 君	21番	安田 昌一 君	28番	古里 君広 君
5	議事日程																													
	第1	議事録署名委員の選出																												
	第2	報告事項(1) 農用地利用配分計画の認可について 議第5号 現況農地認定について 議第6号 非農地証明書交付について 議第7号 農地法第3条の許可申請について 議第8号 農地法第5条の許可申請について 議第9号 農用地利用集積計画の申出について																												
6	農業委員会事務局																													
	局長	本田 聖治																												
	局次長	大川 尊																												
	参事	本村 広揮																												
	参事	松原 真樹																												

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>それでは、只今より第2回水俣市農業委員会会議を開催いたします。本日の出席委員は14名でございます。よって農業委員等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、4番山澤委員、5番田畑委員にお願いいたします。尚、農地利用最適化推進委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日は出席を控えていただきましたのでご了承ください。</p> <p>ここで、報告事項に入る前に、2016年全国農業委員会会長大会で採択された農業委員会憲章を、お配りしている次第の下に記載していますが、会議の際はこれを毎回、推進委員も含め指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、私が読み上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>・農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は農業、農村の代表として、食料、農業、農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、次長</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について御説明申し上げます。議案書は1ページになります。1件でございます。</p> <p>本件は、令和2年6月10日の第36回会議で、貸人から、熊本県農業公共への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、借人への賃借について、6月12日付けで熊本県知事から認可されましたので、御報告申し上げます。</p> <p>土地の所在、現況地目、面積は、記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年となっております。利用目的は、全て水田で、借り賃は全体で12,000円。</p> <p>利用権の種類は、賃借権となっております。場所は、2ページに、記載しております。前回と同じ場所でございます。ご確認をお願い致します。以上で、報告事項を終わります。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第5号、現況農地認定についてと、議第9号、農地利用集積計画の申し出については、取り下げとなりましたので、議第6号非農地証明書交付について議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
1 2 番委員 (前田仁君)	はい、議長
議 長	はい、1 2 番 前田委員
1 2 番委員	<p>おはようございます。議第6号 非農地証明書交付について、御説明させていただきます。</p> <p>申請人、議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳畑、現況が雑種地、面積は5, 077㎡となっております。</p> <p>平成15年頃から未耕作となり、現況は原野化しているという事でした。現地の調査を、8月4日に申請人の代理人とそれから事務局2名、池田委員と私5名で行いました。</p> <p>場所でございますが、9ページですね、議案書記載のとおり。</p> <p>以前は4件あったんですけども、現在1件だけ住まれておりまして、3件とも空き家となっております。大きく拡大してあります申請地の所の2件もですね、空き家となっております。この申請地でございますけども以前は、水田として地元の人に貸して、作ってもらっていたという事なんですけども、平成15年ですね、大雨で遺跡や用水路が被害を受けてですね、田んぼとして耕作できなくなって、それからですねもう荒れ放題というふうになってきたという事でございます。地目が田から畑になったという事で、地籍調査が終わってからですね、畑の地目になっておりまして。現地を見てみますと、裏のほうに現況の写真がございますけども、この周辺がですね、人もいなくて管理ができなくてですね、荒れ放題となっております、猪の巣と化してありました。この集落は限界集落に近いというふうな所でございます、ここの田んぼを、復元するのはとても難しいと判断をして参りました。</p> <p>申請人からお話を聞きましたら、ここをですね、上のほうの木の伐採をするために、ここから道路をいれてですね、ここを木材の仮置き場というふうに使いたいというふうな事でございます</p>

	<p>ました。以上、御説明申し上げましたけども、御審議よろしく お願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は ございませんか。</p>
	<p>(なしというものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第6号 非農地証明 交付については、交付してもよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしというものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第6号 非農地証明交付につ きましては、農地法第2条第1項の農地には該当しない為、証 明書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第7号 農地法第3条の許可申請についてを議題と致しま す。担当委員は私ですので、私から説明いたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、3名、議案書記載のとおり。持分3分の1ずつ。</p> <p>譲受人、議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目 台帳は田、現況はB分類で荒地になっております。面 積が1, 211㎡でございます。</p> <p>譲受人の状況としましては、昨年から、世代人材育成事業の 補助金を受けて、今年の9月までされておりました、4月から 新規就農で経営をやることになっております。その為に昨年か ら、農地として、3, 225㎡を準備しておられまして、今現 在、玉ねぎを中心に使っていますけど、玉ねぎの消毒のところ を、私も処置をいたしまして、300m以上あります、一反、 五反分を、今計画を立てております。従いまして、下限面積に つきましては申請地の面積を合わせまして40アールを超えて おります。</p> <p>申請地については、議案書のとおり。</p> <p>現地調査を4日の日に事務局2名、竹本委員と申請人、私の 5名で現地調査を行いましたけれども、中々こう、荒地になっ てですね、木も切って、畑に戻すのも中々困難な状況でござい</p>

	<p>ます。冬は、草が茂らないうちに、刈るような感じでおります。</p> <p>本人さんも、若いんですけれども、ユンボも自分で運転します。今現在、汐見町のほうを就農にむけて頑張っておられます。</p> <p>従いまして、農地法第3条の第2項の各号に該当しない為、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、御質疑、御意見はございませんでしょうか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第7号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第8号 農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>1番は私が説明いたします。</p> <p>農地法第5条の許可申請についての1番について説明を致します。</p> <p>譲渡人、議案書記載のとおり。</p> <p>譲受人、議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳現況とも畑でございます。面積は1, 289㎡、利用目的は、太陽光発電でございます。</p> <p>施設の概要は、太陽光パネル360枚、資金計画はご覧のとおりでございます。申請地の申し込みにつきましては、都市計画法用途区域内の第1種の高等住居転用地域にあることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>申請地は17ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を5日の日、事務局2名と竹本委員、私4人で、行いました。ここは、元々果樹園だったんですけど今は荒れてですね、その隣も果樹園になっておりますけども、荒地になっております。その上が甘夏等の果樹園でありますけども。</p> <p>18ページに配置図を載せておりますが、側溝のほうも下の方に畑でありました所を転用されて側溝もございまして、両方とも側溝がありますので、雨水のほうは、流れていくと思います。</p> <p>隣接、一応了承を得てあるそうですので、何ら問題ないと思います。現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により太陽光発電を設置してもなんら、問題ないと確認してき</p>

	<p>ましたので御審議の程、よろしくお願いいたします。 次に移ります。</p>
<p>9 番委員 (廣島康雄君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 廣島委員。</p>
<p>9 番委員</p>	<p>おはようございます。遅れてきまして申し訳ございません。 5 条申請につきまして説明いたします。議案書は 15 ページの 2 番でございます。 譲渡人、議案書記載のとおり。 譲受人、議案書記載のとおり。 土地の所在、議案書記載のとおり。 地目は、台帳 現況とも畑でございます。面積が 1,058 m² です。 現地調査のほうを、8 月 4 日に、事務局 2 名、坂本委員、向 田委員と私の 5 名で行いました。 申請地、19 ページをご覧ください。 広大な農地がある所でございます。農地の区分は、第 3 種農 地と判断されます。 転用理由は太陽光発電施設でございます。日当たりがよく、 造成に係る費用負担も抑える事ができるため、太陽光発電所施 設を設置するものでございます。申請地の周りはすべて畑でご ございましたが、周りの地主さんには説明、了解を取っている との事でした。資金につきましては、この計画書の通りござい ます。転用の目的としても、太陽光発電施設は問題ないものと 考えております。転用面積の妥当性につきましては、現地調査 をしたときに図面と合わせ、確認してもらって問題ないかと思 っております。 雨水の方はですね、自然排水で考えられております。以上現 地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題ないものと思われ ますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>2 番松田委員。</p>
<p>2 番委員 (松田時義君)</p>	<p>では、おはようございます。農地法第 5 条の許可申請の 3 番 について御説明いたします。 譲渡人、議案書記載のとおり。 譲受人、議案書記載のとおり。 土地の所在、議案書記載のとおり。 地目、台帳畑、現況畑、他に柿の木が一本ありました。面積 279 m²。</p>

	<p>転用目的 転用理由、個人住宅の建設です。</p> <p>譲受人は、子供も大きくなり、住み慣れた団地に近く環境も良い申請地に住宅を建築するものです。第3種農地にあたります。所有権移転です。</p> <p>施設の概要は、記載のとおりです。</p> <p>資金は融資証明が添付されてあります。8月4日に、事務局2名、それから不動産業者、丸尾行政書士、竹下委員、私の6人で行いました。21ページをご覧ください。</p> <p>ここは埋蔵文化財の指定地ですので、建築には気をつけなきゃいけないわけですけども、そういう事を指摘しました所、水俣市教委の方と、県の教育委員会への書類の準備もしておりますとの事でした。だから埋蔵文化財に関しては問題ないと思われれます。ただ、その配置図の浄化槽がありますけども、浄化槽が1m50以上掘りますので、もし埋蔵文化財が出てきたら、更に調査が必要になると思いますけれども、その時には水俣市教委の管轄となりますのでいいかと思えます。それに周囲に農地もございませんので、農地への問題等もございません。それから排水は、配置図の所で雨水と書いてあります。そして、道路の地下を通過してU字溝へ流されます。排水溝の問題もございません。</p> <p>以上、審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がございましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
議 長	<p>はい、4番山澤委員。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	<p>1番について聞きます。今まで太陽光パネルを設置するにあたって、土地等はいつも買い上げやっただんですけど借りるになっとるんですけど、私が鹿児島の方に行ったときに、最近、太陽光パネルばかりいっぱいつけてから、後はほったらかしていったって貸したところがですね、そのまま放置しとるって聞いたんですよ。それだから土地は必ず売った方がいいですばいとそういうふうに言われましたけど、借人は、そのパネルを製造している所だと思うんですけどね。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>事務局です。現地調査の時には、立ち会い者と言いますか、熊本市内の行政書士さんだったので、立ち合いを控えさせても</p>

	<p>らいました。その関係で、所有権移転とか賃借権の設定とか、そういった中身については話をしていません。そこの中身につきましては、当事者間の話であるので、農業委員会でどうこう言える問題ではないのかなというふうには考えております。以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
4 番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 御質疑、御意見もないようですので、議第8号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしというものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第8号農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第2回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員